

# 第7回 総務建設常任委員会

開催日	令和4年6月9日（木曜日）	
開催場所	粕屋町役場 3F 31会議室	
開催時間	9:27～14:40	
出席者	議員	末若委員長・杉野副委員長・山脇委員・川口委員・安藤委員・ 鞭馬委員・案浦委員・田代委員・小池議長
	事務局	藤川局長
	担当課	箱田町長・吉武副町長・西村教育長 ※冒頭挨拶のみ 総務部（古賀部長） 税務課（渋田課長・吉次主幹・荻原主幹） 総務課（豊福課長・青木係長） 都市政策部（新宅部長） 都市計画課（田代課長・岩崎主幹） 道路環境整備課（吉村課長・渋田主幹） 上下水道課（松本課長・久保田主幹・長係長）
欠席者	なし	
審査項目	付議事項 1) 議案第29号 「専決処分の承認を求めることについて」 令和4年度の地方税制の一部改正に伴い粕屋町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求められたもの。 ○主な改正内容 ① 固定資産税（土地）の負担軽減措置 負担調整措置等により税額が増加する商業地等の固定資産税について、令和4年度に限り課税標準額の上昇幅の上限を2.5%と半減させる（現行5%）。 ② 固定資産税課税台帳記載事項証明書について、DV被害者等の住所記載の削除 証明書の交付等について、DV被害者等に対する支援措置として、DV被害者等の住所記載を削除することが可能となった。 ③ 課税標準の特例措置の見直し ・貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例を創設。（特例割合4分の3） ・下水道除害施設の参酌基準を改正。（特例割合5分の4） ※当町に該当施設無し。 ④ 個人住民税住宅ローン控除の特例の延長・見直し 適用期限を4年間延長し、令和7年末までの入居者を対象するとともに、省エネ性能等の高い認定住宅等について借入限度額の上乗せ措置。	

## 審査項目

(質疑等)

- ・固定資産税軽減措置について商業地等のみとあるが、都市計画区域ではどの部分に当たるのか。  
→住宅用の宅地以外のものですべてになる。都市計画上の用途地域との関係性はない。
- ・当町は地価が上がり税負担も増えているので、住宅地の軽減をしていただきたい。
- ・第36条の2の改正文の中に配偶者の前年所得が95万以下に限るとあるが、収入にするといくらか。  
→給与収入で考えると150万円になる。
- ・貯留機能保全区域と下水道除害施設について、町内にはないということだが、具体的にはどのような施設なのか。  
→貯留機能保全区域については新設されたもので、県内でも指定されているところはまだない。下水道除害施設はガソリンスタンド、飲食店等が、自ら下水道処理施設を設置管理しているところ。
- ・下水道除外施設は規模が指定されているのか。  
→下水道処理施設の設置管理を行っているもののうち、償却資産税の申告がなされているもの。こちらも当町には該当はない。
- ・固定資産税の軽減は商業地となっているが準工業地域は対象にならないのか。  
→都市計画上の用途地域の商業地域ということだけでなく、住宅用の宅地以外のものですべてということ。
- ・住宅ローン特別控除で省エネ性能の高い認定住宅等につき借入限度額の上乗せとあるが、具体的な金額は。  
→認定住宅以外は、令和4、5年であれば3千万円、令和6年、7年は2千万円、認定住宅は令和4、5年であれば5千万円、令和6年、7年は4千5百万円となる。認定住宅には長期優良住宅と低炭素住宅があり、その他ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適法住宅が今回から適用になった。
- ・その部分が条文にはないが。  
→町の条例については、延長の件が対象となっているが、主な税法上の改正について掲載している。

(議員間討議)

- ・店舗等の固定資産税が上がれば、テナント料が上がり、消費者の購買価格が上がる形になるので、それを緩和するための措置であると理解している。

(討論)

なし

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

## 審査項目

する条例について」

職員の職務内容と責任を再検討し、級別職務分類表に規定された議会事務局長の職を6級から7級に変更するため条例の改正を行うもの。

なお、本議案の上程時期が6月議会になったのは令和4年3月は管理職の大量退職に伴う、町政への混乱が生じることが無いよう、部課長職人事やそれに伴う主幹以下の人事を最優先としたため、時間的な余裕がなく3月議会での上程は困難と判断し、今議会での上程となったもの。

(質疑等)

・他の自治体を見ると事務局長は部長職という説明だったが、当町でも元々部長職であったものを下げた。これは人事によって役職を調整するという方法を取り、これが今後も続くということか。

→前町長時代に副町長2人制を取った際、部長を置かなかったことがあった。現町長になって部長は必要ということで戻されている。議会事務局長は部長級が相当だということで、それをそのときによって階級を上げたり下げたりということはないと考えている。

・そうならば、前町長は間違っただということか。

→間違っただということではなく、副町長を2人制にしたことによって部長級は必要ないのではないかとということで無くされたと思っている。

・要は議会事務局長の職は元々部長級あったものを、人事によって調整したという経緯があった。だから、今後もそういったことが起こればそうなるのか。私は当時反対した。議会事務局長は大変な仕事で部長級の人に来ていただかないと。今回元に戻ったことで、良かったと思う。私は賛成。しかし、以前やったことに対しては反省をしていかないといけない。今度はそういうことがあったら、執行部の方でしっかり苦言をいうなり、止めていただきたいなと思っている。

・前回の職務の変更のときも私は反対した。本来、給与制度とか、格付制度は職務職階制であって、職階に応じて、あの級数が決まっていくことは当然であると言って反対した。本来に戻ったということで私は歓迎する。また女性の方が事務局長になられてジェンダー平等の立場からも私は大歓迎する。そういう意味で持続していただきたい。

・私は今回の条例改正案に違和感がある。一つは、本来その職について6級が適切なのか7級適切なのかをきちんと機構整備の中で、年度前、3月の時点できちんとそこを明確にして、それにふさわしい人物を人事異動で当てるのが筋だと思う。それから、先ほどの説明の中で、大量採用でいろいろ混乱したから本年3月に提案すべきところを6月にしたということだが、年度中途でするならば来年3月でもよいのではないかという気がする。きちんと見直してから。だから6月に出されたということに私は非常に違和感がある。

それともう一つ、この資料の中で、職員の職務の内容と責任を再検討しと書いてある。その説明の中で、近隣市の状況を見てということがあったが、例えば、当町は事務局長の下に職員が2人。他の市の場合、福

岡市では60数名の方がおられて、3つの課、総務課、議事課 調査法制課の三つの課を束ねているから、事務局長は部長クラスで位置づけている。7級から6級にもどして今度は前が7級だったからという単純な理由でもどすのであれば、議会の委員会条例の中で例えば27条の中で、委員会の記録は委員長が職員に記録させるとなっているが、実際には職員が足りないの、委員長等が作成している。その辺の事業拡充の方が先決ではないかという気もする。今の理由で、町民の皆さんや職員の皆さん方の理解が得られるかというのがちょっと伝わってこない。近隣市の状況を見てということだが、どの辺を見て、どういうふうに判断されたのか。

→近隣市としては、古賀市、大野城市、春日市等を参考とした。

・参考としたところの、議員数と議会事務局の職員数はわかるか。

→等級までは調査したが職員数等については、現在のところ把握はしていない。

・私としては町長に来てもらい、条例改正案を提案した自分の気持ちなり考えを述べていただきたいと考える。

・過去の経緯もあり、重要なポストでもあるし、それを踏まえて今度こうするというような話もある。また、部長の方からその辺については説明がされているので、改めて町長を呼ぶ必要はないと思う。

・給与への反映だが、今回の会期日程が14日までということではいつからになるのか。

→今回の議案の交付日は7月1日からとしているので、7月の給与からの改正としている。

## 審査項目

(議員間討議)

・先ほど箱田町長の説明の出席要請を求めたい旨の発言があったが、そこまでは必要ないという意見もあった。議員間討議でその辺を詰めていければと思うので、意見のある方は発言を。

・町長が提案したのであり、説明する必要はない。受ける必要はないと私は思う。そういう立場で議案には賛成していきたい。

・今期ではなく、当初予算で本来であれば示すべきという意見があるが、私もそう思う。来期からでもいいのではないかという話もよくわかる。しかし、自分としてはすぐ始めるべきと思う。それだけ負担を強いているわけだから、やる気の問題も当然出てくる。今後はやはり言われるように、部長職にあった人員の配置をしていかなければならない事務局になってくると思っている。その辺もあわせて、今後は部長職にして早急にそういうことにも意見を申しながら、来期から人員整備ができるのであればちゃんと整備していくべきと思う。今回はこれを早急に決めて、その次の段階に進んだ方がいいと思った。

・委員会の記録の件も言ったが、やはり議会事務局は、今後議員立法のための調査とか、法令審査とかやるので、それだけの人を固めないといけないところがある。ただ当町の場合は部長職の下に主幹という非常にいびつな形。こういう状況の中で果たして職員の方とか、町民の方が、

審査項目

前は部長職であったからということで、はいそうですかとなるのか。私は事務局長の仕事は本当大変と十分思っているが、町民や職員の方に本当に理解してもらえるかということが心配だったので、あえて苦言を申し上げた。

・やはり市制に向けていくなら、もう少し組織を見直し職員がうまく仕事できるような体制作りが必要になってくる。

・必要に応じて閉会中に特定事件の調査として取り上げていっても構わないと思っている。今後はすべての階級含めて、職員の職場環境の改善というものに取り組んでいければと思う。

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

3) 議案第 32 号 「粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」

条例別表第 1 中に大隈西地区地区整備計画区域、令和 4 年粕屋町告示第 23 号に定める福岡広域都市計画地区計画大隈西地区地区計画において地区整備計画が定められた区域を加えるもの。

また、別表第 2 に、建築することができるものとして (1) 倉庫、(2) 工場 (法別表第 2 (と) 項第 3 号、(ぬ) 項第 3 号、(る) 項第 1 号に掲げる事業を営む工場を除く)、(3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (法別表第 2 (る) 項第 2 号を除く)、(4) 前 3 号に掲げる建築物に附属するものを規定したもの。また、壁面位置の制限として、道路及び隣地境界との境界線から 2.0m としたもの。

(質疑)

・これは企業誘致というか、事業者に合わせて今回の地区計画の実施、つまり用途に合わすために計画を作るという判断でいいのか。

→おっしゃるとおり。準工業地域は結構いろいろなものが建てられる用途地域で、地区計画によって絞り込んで、今回倉庫業ができるように絞り込んだということ。

・事業者によって用途、制限を明確にするためのものなのか、それともそれだと不都合が出るのでそこを改正するってということなのか。要は決まった用途地域では今回業者には不都合が出るので、それに合わせるという意味なのか。それともそういうことではなくて、逆に縛りを入れるためのものなのか。

→後者の方。準工業地域という用途地域をかけた上に、その用途地域だけでは建てられる建物がちょっと広すぎるので、今回地区計画をさらにかけて、ここに建てられるものは倉庫で、外に住宅、商店は建てられない。そのようなものに絞り込むという制限をかける方の地区計画になる。

・適用が 4 月 26 日に遡るが、これはもう工事を既に始めているからと

## 審査項目

という意味か。どういう意味で遡るのか。

→建築物不適格建築物等が発生することがあるため。例えば法以前から建っている建物や法ができてからできる建物、それを既存不適格建築物というが、そういうものの関係で、地区計画を定めた時点から建っている、建っていない。法がかかる前にある建物か、法がかかった後の建物だとか、そういう関係上、地区計画を定めた日に遡って設定をしている。

・壁面位置の制限で距離が2 mとなっているが、普通は何mなのか。

→壁面後退の位置を設定は、低層の住居転用地域と言われるところで1 m。ここは大きな建物が建つので、周りの環境の悪化を減らすという意味で2 mに設定する。普通よりも1 m引く形となる。

・火災時に消防車が入るために4 mかなと思っていたが、そういうことではないのか。

→そうではない。

・整備計画の(3)のところ。ここで危険物の貯蔵処理に供するものの中で法別表第2(る)第2号を除くとある。危険物は1種から3種まであると思う。だからあまり危険度高いものはやってはいけないということが2項のところに書いてあるのかなと思ったので確認したいのだが。

→危険物の倉庫については、通常、準工業地域における危険物の倉庫並みの物が置ける設定にしている。こちらについては置ける物の種類というより量。量が工場地域や工業専用地域のようなところでは量が無限に置けるが、それを準工並みに絞り込んだものということを書いている。

・具体的な数字はわからないか。何トン、何立米までとか。

→ここではすぐにはちょっとわからないので、後で調べて回答する。

・地図を見ると真ん中に土地がある。道路がここにあるが、こういう道路、既存の道路はちゃんと活かされるのか。農地は縦、横に道路がないので、物を運ぶ作業するのに既存の道路を使うということが原則になるが。

→今回の事業で行うのは区域内だけの道路整備なるので、逆に言うところの外側の道路の方が扱えない。さらに言うと、もちろん区域と外側の道路を繋ぐ繋ぎ目は、こちらの事業で使いやすいように残すようになっている。

・既存の道路はそのままで使えるのか。

→使える。

・地図に公園緑地があるが、今後例えばこの区域の土地の部分は町が購入して管理する形になるのか。

→購入するわけではなく事業の中で整備して、管理協定等を結んで、どこが管理するかは今から決めていくことにはなるが、事業者なのか、町なのかというのは今からになる。

・危険物について、運送会社さんも入ってくると思うが、その中に軽油のインタンクは設置することができる用途になっているのか。

## 審査項目

→少し難しいところにはなるが、第4項の前3号に掲げる建築に建築物に附属するもの、これによって建てられるようにはなる。何が違うかということ、一般の方が扱えないようなものであれば建てられる。例えば倉庫に附属するインタンク。普通のガソリンスタンドは不特定多数の人が使えるので附属する建物にはならないが、附属するものであれば建てられることになる。

・物流に関するもの、例えば重機だとかそういった部分に使うインタンクであれば施工可能と捉えていいのか。

→そのとおり。

・この計画図の中に民家がある。この部分も、この計画の中に入った形で変更になるという風にとらえていいのか。

→そのとおり、こちらの方も入れた形になる。

・地図の形がちょっと歪になっている。地権者問題があったのか。

→委員のおっしゃるとおり。地権者の方が事業に賛同いただけなかったので、こちらの方は外している。

・今後、何かそういう反対運動とかにはならないのか。大丈夫か。

→ちょっとそこはどうなるかわからない。ならないように事業は進めていただくようにしていきたいなどは思っている。

(議員間討議)

・地元では、地域内の経済的格差を改善するために、土地の交換等を行いながら実施したようである。

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

### 4) 議案第36号 「工事請負契約の締結について」

今回の契約は仲原川河川改修(鋼矢板護岸)工事。契約の詳細は以下のとおり。

・契約金額 80,071,200円(条件付き一般競争入札 3社応札)

・契約相手 アスミオ株式会社 代表取締役 吉岡澄男

・工事期間 契約効力発生の翌日から令和5年3月15日まで

・工事場所 粕屋町大字仲原地内

・工事概要 工事長 L=110.5m

護岸工 鋼矢板圧入 N=127.0枚

プレキャスト笠コンクリート L=76.0m

袋詰玉石据付 N=84.0袋

家屋調査 N=1.0式

(質疑)

・工事箇所は片側か。片側だけやって後日もう片側をやる計画なのか、片側だけで大丈夫ということなのか。

→今傾いているところが、石積ではなくて矢板の部分。建物が建って

## 審査項目

いる方だけが傾いて危険になっているので、片側だけ工事を実施する。

・袋詰め効果について、一番後ろの図面で袋詰玉石工とあるが、これは泥が流されないために、鋼矢板がえぐられないためにという発想か。

→現況のコンクリ矢板が、今ちょっと傾いているのは、言われているようにそれが洗堀され深くなって、少し傾いたようになっているので、洗堀されないよう、根入不足とならないよう、倒壊しないよう、根固めのために工事を行う。

・深さは大体 1 m ぐらいするのか。 どの程度するのか。

→大体 50cm ぐらい実施する。

・一昨年、不調に終わった工事を改めて入札をかけていると思うが、その時と工事の内容が変わって入札が今回 OK だったのか、それとも何か金額をその分上げて OK だったのか、結局工法が楽になったってことは、それだけリスクが大きくなるのではないかと心配をしている。実際にこの 3 枚目の写真のとおり、アパートが建っていて、業者に聞けばかなりリスクな工事であるということと、重機が入りづらいというような意見も聞いたものだから、実際にそういったところの改善はされて入札を行っているのかなど、そういうところも含めて前回との違いみたいなのがあれば教えていただきたい。

→前回の工法では、傾いているものを取り壊すというものが入っていたので、取り壊したときにやはりその家屋の影響とか生じる恐れがあるので、今回はそれはそのまま置いておいて、その横に振動がしない工法で矢板を打って行って、家屋とかに影響がないようにする。また作業も道路上からクレーンを吊るしておいてそちらから行うようにする。極力もう家屋等には、影響がない工法に変えて今回入札をしている。

・今の川幅よりその分狭くなるということか。

→はい。既設の川幅よりは狭くなる。

・特に安全上問題はないだろうが、要するに矢板をそのまま残してプラスで外側にもう 1 枚矢板をつけて、それが崩れないように阻止するってような工事になるということで間違いはないか。

→はい。

・それから浚渫とかはどうか。仲原川は写真のとおり草が生えていて、こういったものは一緒に底をさらってもらえるのか。

→はい

・重機は外からで中には入れないのか。 重機の問題もかなり難しいと聞いたが。

→写真を見ていただくと、左岸側に土砂が堆積しているのが確認できる。ここに土砂がたまっているところの今回 110m の区間については土砂の浚渫の方も行う。その工事については、道路側から長いバックホウでとる形になるので水の中には入らない。

・工事期間中、3月何日かまでというのはこの道は当然通れないという



## 審査項目

ことになるのか。それから、結局ここをそういうふうに綺麗にしようと、もう少し下流の方の保育園の前ぐらいになるが、そこはものすごく全面に溜まっていて、上の方の流れが良くなると下の方が大丈夫なのかという心配があるがどう考えているか。

→浚渫について、今回は工事区間を浚渫するので、工事が終わった後、溜まっているところは、後日検討して浚渫を行いたいと思っている。

それから工事期間はあの道路を重機がふさぐので、車両通行止めになり自転車と歩行者だけが通れるようになる。

・5ページの断面図だが、今回は暫定。約1.7m下に将来の計画の河底。1.7mおそらく土砂がたまっている部分だろうと思うが、そういう面から言うと袋詰め玉石が下が軟弱なためにちょっと増水したら流れる恐れがありそうである、その辺の固定はしっかりしているのか。もう一つは元々の矢板があって今度鋼矢板をさらにやりますと。これはその将来の工事やるときは矢板を撤去する計画なのか。現在ではそれはまだ不明なのかそこだけ教えてほしい。

→玉石については一袋1トンくらいあり、現在もしているがそれが動いていることは無い。また既設の矢板は、もう埋め殺しでこのままずっと置いたままになる。

・工事期間中、手前のガードレールは一旦外すような形になるのか。ガードレール越しに作業をするのか。

→クレーンで行う作業には、ガードレールは多分邪魔にならないと思うのでクレーンのときは多分そのまま、バックホウの作業とかで邪魔になったときだけは、取り外しができるので取り外すことがあるかもしれない。

・今回も設計事務所に頼んで設計されたと思うが、前回設計したところがまた設計したのか。

→同じところで工法の見直しをしている。

・費用的なものは、前回設計に払って、今回の分もまたさらに正規で払っているのか。

→今回の見直しの分はお金を払っていない。前回の部分でできていなかったということから無償で見直しをお願いした。

・改めてそこに鋼矢板を1m空けて打つという設計になっているが、そうするとその土地は当然増えると思うが、間が1m広がるわけで、土のままだとほら雑草や草木が生えていつもそれを処理してくれと言われる。この辺の処理は何か決まっているのか。

→その空いているところにコンクリートを打つ工事を行う。

(意見)

・3棟ぐらいマンションがあるので、地域の住民の方になるべく迷惑がかからないようお願いしたい。

(議員間討議)

・新たな設計費もかからず良かった。予算が上がってなかったので危惧していた。

<p>審査項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸整備は片方だけでなく、ついでに両方やった方がよいのではと思うが、今回は緊急対策ということでよいのだろうか。</li> <li>・3年前ぐらいだったか、矢板の崩落があったので、そちらの方の改修をしていくっていうのが今回の事業だと思う。今後も計画的にするとは思ふ。</li> </ul> <p>(討論)</p> <p>無し。</p> <p>(採決)</p> <p>全員賛成で原案どおり可決。</p>
	<p>報告事項</p> <p>1) 粕屋西地区（九大農場跡地）調査検討業務（中間報告）に関するについて</p> <p>令和3年度から4年度に渡って行っている調査業務の中間報告が行われた。内容としては業務フロー、土地利用ニーズ調査対象企業の抽出条件、それに基づいて行われたアンケート調査結果が説明された。</p> <p>また、アンケート調査結果を受けて土地利用パターン案として3案考えられており、今後企業のヒアリング等を行いながら、これらの案をブラッシュアップしていき、事業手法の検討や事業化に向けた検証を行って行くとのことであった。</p> <p>(質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務フローでいうと、今の段階はどのあたりか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→土地利活用の検討まで終わっている。</li> </ul> </li> <li>・土地利用パターン案で、2案と3案は駅前広場とあるが、これはJR新駅設置を考えているということか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→都市計画マスタープラン上に新駅構想を載せているため。しかし、これは決定した案ではない。可能性として残している。検討していかなければならない事項と思っており、そういう意味で載せている。</li> </ul> </li> <li>・駅前広場の有無で方向性が変わってくる。駅がなければおのずと第1案となるが、第1案には高層住宅ゾーンがない。基本的にこの案で行くということか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→今の段階の案であり、実際に動き始めると変わる可能性はある。ではなぜ、この案出したかということ、これから事業化をしていくときに、資金繰り、スケジュール感が大事になる。その際の資料とするため案を作成している。</li> </ul> </li> <li>・これは九大側との話ではなく、あくまでも町側の構想ということでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→そのとおり。</li> </ul> </li> <li>・地元住民の意向もアンケート等で反映させた方が、今後事業を進めていくうえでも、話が進みやすいのではと思うがいかがか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→一昨年策定した都市計画マスタープランの際にアンケート調査を行っており、そちらで把握をしている。しかし、それだけでは民意は測</li> </ul> </li> </ul>

れないと考えるので、これから企業のヒアリング等を行った先に考えていきたい。

- ・道路整備等も含めて、いつぐらいから具体的に進めることになるのか。  
→明確に答えることは難しいが、ここは市街化区域への編入が必要なため、一番最短で4年後の編入、次になるとさらに5年後となる。目標としては4年後を目指したい。
- ・都市計画道路との関係も考えて進めているのか。  
→都市計画道路は県事業のため、町の方でどうとは言えないが、今の段階であと10年くらいはかかるといわれている。この道路は大事な道路なので、町としては一番スムーズにいつて5年後に編入協議ができて、そこから工事を進めて、10年後に道路も完成しているという形が一番スムーズなスケジュールと思っている。目標としてはそのような感じである。
- ・九大農場に隣接している民地がいくつかあると思うが、そのことも考えて開発を考えているのか。  
→そこも含めてできればと考えている。ある程度案が固まれば、住民の意向も詰めながら進めていければと考えている。  
(意見)
- ・阿恵区との協議は過去何度かされているが、内橋二区、原町区との協議はまだ何も行われていない。生活道路についても阿恵区以外には地元には何も話がない状況。今回案が3つほど出ているが、地元のヒアリングはぜひ行っていただきたい。

## 審査項目

### 2) 粕屋南配水池2号池築造工事について

現在築造中の粕屋南配水池2号池の出来高状況について報告がなされた。詳細は以下のとおり。

- ・請負額 785,400,000円
- ・請負者 株式会社ウォーターテック西日本支店
- ・工事期間 令和3年7月6日～令和5年2月28日
- ・工事場所 粕屋町大字大隈地内(粕屋浄水場西側)
- ・工事概要 SUSパネル造配水池 V=1,820 m<sup>3</sup> 1基
- ・出来高状況 216,073,000円 (27.5%、令和4年3月1日検査)
- ・出来高検査項目 基礎杭工事 φ800mm 54本  
基礎版 (L30,600×W19,600×H900) 1式

(質疑)

- ・打ち込んだ杭の頭の部分の処理について、杭の頭をカットして鉄器を出しているのか。もしくは鉄筋を杭に入れたものなのか。  
→杭はもともと空洞で、中にコンクリートを流し込み途中でかご状にした鉄筋を入れて、改めてコンクリートを流し込んだもの。
- ・実際に貯水をする時期はいつになるのか。  
→令和5年度から供用開始の予定。
- ・材料等の影響で、どの工事も全般的に工期が伸びてきているようだが、

審査項目

現時点までで遅れ等は発生しているのか。それとも順調に来ているのか。  
→現在のところ、当初の工程どおり作業は進んでいる。

- ・完成後、議員が視察することは可能か。  
→ぜひ見に来ていただきたい。

3) 南里堰、農業堰の維持管理に関することについて

井堰の維持管理について、地域振興課及び上下水道課にて協議を行った結果について報告がなされた。

日常点検については井堰の起伏等動作時に、目視及び異音の有無について点検を行い、総合的な点検として、1年に1回農閑期の11月頃に専門業者による点検を実施する。また、点検項目については別途点検表を作成したとのことであった。

(質疑)

- ・点検については役場職員だけで行うのか。農区長等も一緒に点検されるのか。  
→転倒、起伏時の点検について、南里堰は、浄水場の業務を委託している業者の職員が実施する。農業堰については各農区で堰守が決まっております、異常があれば町に連絡いただき、業者に点検を依頼する形としている。
- ・点検は1名で行うのか。  
→現在想定しているのは起伏時になるので、担当者が1名であれば1名、2名であれば2名で行う。
- ・農区の担当者が起伏時に行うということだが、定期的な点検は行わないのか。あわせてチェックシートの提出は求めないのか。  
→何カ月に1度ということではなく、基本農業用施設であれば農繁期起立した状態で取水をするが、大雨等で転倒した際に起伏をすることになるので、その際にこの点検項目で見ていただくことになる。また点検表はその度に提出していただくこととなる。
- ・大雨時に井堰の管理者は見に行かれたりすると思うが、ポンプ操作に行って、誤って落ちてなくなったという事故があったとニュースで見た。災害時のポンプ操作には井堰管理者が行くのか、それとも役場職員が行くのか。  
→堰自体は自動転倒するが、災害時に役場自体が見回っているので、転倒してなければそこで連絡等対応することになる。
- ・農区の方は災害時には無理にいかなくてもよいということか。  
→大雨が予想されるときは、事前に堰を倒していただくようにしている。
- ・日常とは日々常にということで、起伏等動作時とは一致しない気がするが。  
→堰は通常立てており、雨により転倒して水が落ち着いたらあげるということになる。毎日水を落として起こすということとはできない。
- ・そうであれば「日常」とは言わない。動作時点検ではないか。日常の

## 審査項目

目視による錆び等の発生は別途必要だと思うが。それから、点検実施の責任者はだれになるのか。また、計画的点検は大事であり、その日程スケジュールどうなるのか。

→南里堰については取水用であるため、24時間365日できるだけ立てている。そうすると目視するところは限られる為困難である。実施責任者については上下水道課長になる。農業堰については、堰守が点検責任者で、ハード面の修繕等の責任者については町になる。

・今回作成された点検表では、点検者の記載はあるが、これはだれに出されるのか。上下水道課の課長宛てに出すのか。課長は確かに見たというのはどこでチェックするのか。そういう意味で責任者はだれかと聞いている。しっかりと課長辺りが検印して、もっと言えばいつ検印したというところまでやらないといけないのでは。

→浄水場の管理業者からは毎日日報の提出がなされている。その日報添付して提出していただくこととなる。それを検印している。農業堰については都度都度というのは困難なので、問題がなければある程度まとめて提出していただくと考えている。問題があれば早急に提出していただき文書受付を行う予定。

・責任の所在について、誰が責任をもって、計画実施し把握してということ管理していかないと、また3千万円かかるというような話になる。外部に委託するのであれば、きちんと契約してやれば年間2、30万で済む話。計画して、どのように実施して、本当に異常なかったのかを課長が責任をもってチェックをすべき。

→今回の大きな原因は、日頃の点検を怠っていたことであり、ルール作りを両課で話し合い、報告がきちんと上司の目に届くようにしたい。

### 4) 粕屋町国土強靱化地域計画の策定について

令和4年3月に粕屋町国土強靱化地域計画が策定されたことの報告がなされ、その概要について計画書冊子に基づき説明が行われた。

※計画書内容に関する説明の記載は省略。計画書を参照。

(質疑)

・町民にアンケートを取られたということだが、あまり理解がされていないのではないか。もっとわかりやすく示すべきでは。これを見ていると内閣府から出されているものをそのまま載せている部分が多く、町にあっているのかと思う。

→リスクシナリオについてはもともと国から示されたものがあり、その中から当町に該当するものを記載することになっている。またそれに伴った脆弱性評価、施策プログラムについては町独自の表現をしている。

・広域的な部分、特に河川などについては、計画を策定するうえで近隣の福岡市、久山町、篠栗町等との協議はなかったのか。

→この計画を策定するうえでは特に行っていない。ただし、現在県が進めている流域治水プロジェクトというものがあり、河川については

## 審査項目

上流から下流まで関係自治体等が集まって課題解決を進めている。

・地勢及び気候が記載されているところについて、「気候は有明海に面した西九州内陸型で…」との記載は誤りではないか。

→確認して回答する。

・国の方はかなり前に策定し、県の方も平成 28 年に策定、かなり時間もたっているが、なぜ今この計画を策定したのか。何か特定の補助金等の採択事項にこの計画が必須とされていたようなことがあったのか。国の方では計画がいろいろな部署で乱立していて、計画間の整合性が図りづらくなっている。なぜこの時期に国土強靱化計画を作らねばならなかったのか。

→国土強靱化計画に記載があるか否かで補助金等に影響するようである。また、国の方でこの計画を令和 3 年度中に策定するようになっていたためである。

・この計画の策定は以前は任意であったと思うが、それが必須になったということか。

→基本的には任意であるのだが、補助金等に影響するため。

・町民意向調査について、行政区別の結果が載っているが、防災行政無線について、この結果をもとに改善していくということか。

→防災行政無線は平成 17 年に導入し老朽化もしており、更新を考えているが、いろいろな方式があり現在検討中である。スピーカー等については順次取り換えは行っているが、多種の情報発信手段を確保するというので、KBC の D ボタンや公式 LINE アカウントからの発信、ホームページ等で発信して、聞こえない場合の手段も検討してやっている状態である。

・町としてはこの計画をどのように周知するのか、どういう利用の仕方をするのか。

→今のところ全戸配布等は考えていないが、何かの形で周知はしていきたい。もともと町が想定される災害に対して、計画を実行していくというものなので、どこかでお示ししていきたい。

・KPI を達成するために何をするのか。また最終年にどのようにまとめるのか。また、洪水のハザードマップのところ为基础、目標とも 100% になっているが、これは作ったということなのか。

→今回アンケートを含め、町の問題点を把握しているのでこれをもとに行動を起こしていくという形になる。ここが出発点。

・目標値に向かって進めていく内容は今から考えるということか。

→計画を立てた以上は評価をしていくのは当然であり、そしてそれを次の計画に活かしていくことになる。この計画が一番上の計画となるので、その下に個別に別の計画があり、その中で個別に定められている。防災マップについては配布したというところでの 100% だが、アンケートではほとんど理解されてない方おられたということで、重く受け止める必要があると思っている。

(意見)

<p>審査項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この計画は防災減災という観点で作っていると思うが、中身がよく見えてこないし伝わってこないという印象。</li> <li>・KPI をどう達成していくのか。どう取り組みを進めるのかが見えてこないのもったいないという印象になる。計画のための計画でないかと思ってしまう。</li> </ul> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 須恵町タブレット端末導入視察報告書について 副委員長が案を作成しているので、各自確認をお願いした。</li> <li>2) 福津市・新宮町タブレット端末視察について 7月13日に上記2自治体に視察予定。須恵町とは違うシステムの2業者のシステムを予定。</li> <li>3) 今後の予定 当初、東京のシステム業者と導入自治体の視察を計画していたが、受け入れ先が見つからず、今後の議会運営委員会での法整備を急ぐ必要もあり、7月中には当委員会としての結論を出す必要があることから、7月15日にシステム業者2社に来ていただき、デモを実施していただくこととした。 また、市制施行に関する視察については、9月ごろ千葉県大網白里市への視察と総務省での勉強会を実施したい。(大網白里市には打診中。) そして、可能であれば総務大臣への国の支援に関する意見書の提出につなげることも想定。</li> </ol>
<p>その他</p>	<p>なし</p>